

随意契約の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 業務名称 旧紀南児童相談所跡地草刈り業務
- 2 業務内容 旧紀南児童相談所跡地の草刈り及び処分
住所：田辺市明洋一丁目1849-7、1871-105
(別添平面図、写真参照)
業務の完了報告として
①草刈り前後の写真 ②処分場への搬入の写真 ③処分料金の伝票
以上を提出すること。
- 3 契約の相手方の決定方法 見積書提出者のうち最低価格の者
- 4 契約の相手方の決定日時 令和4年5月27日（金）午後5時30分
- 5 契約の相手方の選定基準 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- 6 見積書の提出期限 令和4年5月27日（金）午後5時00分
- 7 見積書の提出場所 和歌山県紀南児童相談所
- 8 見積書宛先 和歌山県知事
- 9 見積方法 見積金額（消費税及び地方消費税を含む金額）
- 10 その他 契約にあたり請書を作成する

旧紀南児童相談所跡地 位置図

